

本庄市告示第 1 7 2 号

本庄市地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 3 0 日

本庄市長 吉 田 信 解

本庄市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第 1 条 人口減少及び高齢化が進む本市において、市外の人材を誘致し、地域資源を活用した地域おこし活動（以下「活動」という。）を行うことにより、地域の活性化及び地域の持続的発展を促進するとともに、市外の人材の地域への定着及び定住を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付総行応第 3 8 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、本庄市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

(隊員の活動)

第 2 条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げるいずれかの活動を行うものとする。

- (1) 農業の振興に関する活動
- (2) 産業及び観光の振興に関する活動
- (3) 地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの支援に関する活動
- (4) SNS 等を活用した情報発信に関する活動
- (5) 地域資源の発掘及び利活用に関する活動
- (6) 移住、定住及び地域間交流の促進に関する活動
- (7) 教育、文化及びスポーツの振興に関する活動
- (8) 環境保全に関する活動
- (9) 関係人口の創出・拡大に関する活動
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域の振興及び活性化に資するもので、市長が必要と認める活動

(隊員の資格)

第 3 条 隊員となることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 生活の拠点を推進要綱に規定する 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から本市へ移し、本市へ住民票を異動する者（委嘱前に本市に定住又は定着している者を除く。）

- (2) 自らの意思及び責任において活動を実施できる者
 - (3) 経済的に自立した生活を営む意思のある者
 - (4) 本市での定住・就業・起業を目指す意思のある者
 - (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - (6) 普通自動車運転免許を有している者又は普通自動車運転免許を取得する意思のある者
 - (7) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）に規定する暴力団員でない者又は同条例に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がない者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たす者
- （隊員の委嘱）

第4条 隊員は、前条に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 隊員の委嘱期間は、原則として1年以内とし、委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までとする。
- 3 隊員は、市長から委嘱を受けたときは、速やかに本市へ住民票を異動しなければならない。
- 4 市長は、第2項の委嘱期間の終了後、活動実績に基づく能力の実証により3回まで、公募によらず再度委嘱することができる。ただし、当該委嘱期間は、通算して3年を超えてはならない。

（隊員の種別）

第5条 隊員の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。）
 - (2) 委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）
- （任用型隊員の身分）

第6条 任用型隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

（任用型隊員の報酬）

第7条 任用型隊員の報酬及び費用弁償については、本庄市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年本庄市条例第12号）の定めるところにより、予算の範囲内で支給する。

（任用型隊員の勤務時間等）

第8条 任用型隊員の勤務時間、休暇等については、本庄市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年本庄市規則第17号）の定めるところによる。

（任用型隊員の経費）

第9条 市長は、任用型隊員に対し、その活動に必要な経費を予算の範囲内で支給することができる。

（委託型隊員の身分）

第10条 市長は、協力隊の管理運営に関する業務を、適切に実施できると認める事業者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 委託型隊員は、受託者が、第3条に該当する者のうちから選定するものとする。この場合において、第4条第1項の委嘱に伴う本市との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

（委託型隊員の報酬及び経費）

第11条 委託型隊員の報酬及び活動に必要な経費は、受託者が支払うものとする。

（解嘱）

第12条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第2項の委嘱期間にかかわらずこれを解嘱することができる。

- （1） 本人から申出があったとき。
- （2） 本市から転出したとき。
- （3） 疾病等のため職務の遂行が困難と認められるとき。
- （4） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （5） 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- （6） その他市長が隊員としてふさわしくないと認めたとき。

（実績報告）

第13条 任用型隊員は、活動の実績について当該活動をした日の属する月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

2 委託型隊員は、活動の実績について当該活動をした日の属する月の翌月10日までに受託者に報告しなければならない。

3 受託者は、前項の報告があったときは、当該報告について速やかに市長へ報告しなければならない。

（市の役割）

第14条 市長は、隊員が円滑に活動できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- （1） 隊員の活動に関する各種調整
- （2） 隊員の活動に関する住民等への周知
- （3） 隊員の活動終了後の定住支援
- （4） 前各号に掲げるもののほか、隊員の円滑な活動に必要な事項

（守秘義務）

第15条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。